

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県こども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる民間の事業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。<u>なお、交付対象となる店舗、施設等は、医療施設、助産所、産後ケア施設、社会福祉施設を除く。</u></p> <p><u>○子育て応援枠、家事育児サポート枠</u></p> <p>(1) 高知県内で販売、サービスの提供又は営業、製造等の事業を実施している者<u>(実施予定を含む)</u>。</p> <p>(2) 補助金申請時又は補助事業完了までにこうち子育て応援の店に登録している店舗、<u>施設等</u>であること(家事育児サポート枠を除く)。</p> <p>(3) 県内で日常的に店舗、施設等を設けて事業を<u>実施又は、実施予定であること</u>(家事育児サポート枠を除く)。</p> <p><u>○屋内の遊び場枠</u></p> <p><u>(1) 高知県内で販売、サービスの提供又は営業等の事業を実施している者(実施予定を含む)。</u></p> <p><u>(2) 補助金申請時又は、補助事業完了時までにプレミアムこうち子育て応援の店に登録している店舗、施設等であること。</u></p> <p><u>(3) 県内で日常的に店舗、施設等を設けて事業を実施又は実施予定であること。</u></p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の対象となる事業(この要綱において、「補助事業」という。)は、次に掲げるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">高知県こども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる民間の事業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内で販売、サービスの提供又は営業、製造等の事業を実施している者。</p> <p>(2) 補助金申請時又は補助事業完了までにこうち子育て応援の店に登録している店舗であること(家事育児サポート枠を除く)。</p> <p>(3) 県内で日常的に店舗、施設等を設けて事業を実施していること(家事育児サポート枠を除く)。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)子育て応援枠</p> <p>ア 備品等購入事業</p> <p>子育て家庭に対するサービスを実施するための備品等の購入を行う事業。ただし、補助事業の実施に当たっては、ウの取組を実施すること(高知家子育て応援子育て応援アプリ(以下「子育て応援アプリ」という。)への掲載ほか、当補助金を活用しない場合を含む)。</p> <p>イ 施設整備事業</p> <p>子育て家庭が施設等を利用する場合に子育て家庭に配慮した施設の設置、改修を行う事業。ただし、補助事業の実施に当たっては、ウの取組を実施すること(子育て応援アプリへの掲載ほか、当補助金を</p>

新	旧
<p>(1)子育て応援枠</p> <p>ア 備品等購入事業</p> <p>子育て家庭に対するサービスを実施するための備品等の購入を行う事業。ただし、補助事業の実施に当たっては、ウの取組を実施すること（高知家子育て応援子育て応援アプリ（以下「子育て応援アプリ」という。）への掲載ほか、当補助金を活用しない場合を含む。）。</p> <p>イ 施設整備事業</p> <p>子育て家庭が施設等を利用する場合に子育て家庭に配慮した施設の設置、改修を行う事業。ただし、補助事業の実施に当たっては、ウの取組を実施すること（子育て応援アプリへの掲載ほか、当補助金を活用しない場合を含む。）。</p> <p>ウ 広報事業</p> <p>子育て応援を行う店舗等又は補助事業を活用したサービスであることの広報を行う事業。ただし、補助事業を実施する場合は、ア又はイの事業を実施すること。</p> <p>(2)家事育児サポート枠</p> <p>県内で実施する子育て応援に関する新たな製品の開発又は新たにサービスを実施する事業であって、第2条の目的に合致すること。</p> <p><u>(3)屋内の遊び場整備枠</u></p> <p><u>天候や季節に左右されない安全かつ快適に遊べる屋内遊び場を整備することにより、子どもの健全育成及び子育てしやすい環境づくりを目的として県内で屋内の遊び場を整備を行う事業であって第2条の目的に合致すること。また、以下のア～オを全て満たす事業。</u></p> <p><u>ア 新たな屋内の遊び場の整備であること。</u></p> <p><u>イ 建物内に設置された、主に未就学児及び小学生の遊びを対象とした専用スペースであること。</u></p> <p><u>ウ 天候や季節に左右されず、年間を通じて利用できること。</u></p>	<p>活用しない場合を含む。)</p> <p>ウ 広報事業</p> <p>子育て応援を行う店舗等又は補助事業を活用したサービスであることの広報を行う事業。ただし、補助事業を実施する場合は、ア又はイの事業を実施すること。</p> <p>(2)家事育児サポート枠</p> <p>県内で実施する子育て応援に関する新たな製品の開発又は新たにサービスを実施する事業であって、第2条の目的に合致すること。</p> <p>第5条～第6条 省略</p> <p>(補助金の交付の決定等)</p> <p>第7条 知事は、子育て応援枠については、前条第1項の規定による申請が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。家事育児サポート枠の申請においては、別に定める補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく補助金審査会の意見を踏まえて補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>第8条～10条 省略</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しな</p>

新	旧
<p><u>(常設ではないものについては、定期的に一定期間(1ヶ月程度)設置するものは可)</u></p> <p><u>エ 施設の魅力のひとつとして、子育て家庭の利用につながるものであること</u></p> <p><u>オ 概ね5組以上の親子が一度に利用しても差し支えない程度の屋内の遊びスペースであること。</u></p> <p>第5条～第6条 省略</p> <p>(補助金の交付の決定等)</p> <p>第7条 知事は、子育て応援枠については、前条第1項の規定による申請が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。家事育児サポート枠の申請においては、別に定める補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく補助金審査会の意見を踏まえて補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。<u>屋内の遊び場整備枠の申請においては、別表第2の審査基準に基づき審査を行い、基準を満たす場合に、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行う。</u>ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>第8条～10条 省略</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>ればならない。</p> <p>2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに別記第7号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>第12条～16条 省略</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第11条第3</p>

新	旧
<p>らない。</p> <p>2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに別記第7号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>第12条～16条 省略</p> <p><u>(県内発注)</u></p> <p><u>第17条 補助事業者は、補助事業の実施においては県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>(情報の開示)</p> <p>第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>項、第15条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年10月3日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第11条第3項、第15条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年10月3日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	

新

別表第1 (第5条関係)

区分	補助対象経費		補助率及び補助限度額
	補助対象事業区分	内容	
子育て応援枠 <sup>※1</sup>	子育て応援に必要な以下の整備に係る経費		【子育て応援の店 <sup>※2</sup> 】 補助率:3分の2以内 補助限度額:10万円
	(1) 備品等購入事業	子育て応援に必要な備品等の購入に係る経費(子どもトイレ、ベビーベッド、ベビーサークル、おむつ交換台、ベビーカー、子ども用椅子、補助便座、おもちゃセット、絵本、子ども用食器類に類するもの)	
	(2) 施設整備事業	子育て応援に当たって必要な施設の設置、改修に係る経費(子どもトイレの設置、おむつ交換台の設置、授乳スペースの設置、子ども優先レーンの設置、キッズスペースの設置)	
	(3) 広報事業	子育て応援に関する広報に係る経費 ※広報費のみの実施は不可((1)又は(2)の取り組みが必要)	
家事育児サポート枠	子育て応援に関する施設整備を伴う新たな製品の開発又はサービスの実施に係る経費		補助率:3分の2以内 補助限度額:100万円
	(1) 謝金	専門家謝金	
	(2) 旅費	専門家旅費、職員旅費	
	(3) 市場調査費	新商品開発やサービス開発に関する調査に係る経費	
	(4) 機械設備費	機械装置又は、備品、設備の整備等(購入、改良、修繕、借用)に係る経費	
	(5) 庁費	印刷製本費、消耗品費、広告宣伝費、自社HP作成費、アプリ開発費、求人広告費、店舗又は事務所の賃借費(敷金、礼金、保証金は除く)	
屋内の遊び場整備枠	屋内の遊び場整備に必要な以下の購入、設置に係る経費		【プレミアム子育て応援の店 <sup>※3</sup> 】 補助率:定額 補助限度額:200万円
	(1) 遊び場整備事業	・遊具(知育おもちゃ、運動遊具、クッション遊具に類するもの) ・マット、クッション、ベビーゲートに類するもの ・机、椅子、絵本に類するもの	

※1…(1)、(2)の事業を実施することに当たっては、子育て応援アプリへの掲載ほか、広報の取組を併せて実施すること(当補助制度を使用しない取り組みを含む。)

※2…こうち子育て応援の店への登録事業者であり、子育て家庭に優しい優待サービスを提供している事業者。

※3…プレミアムこうち子育て応援の店への登録事業者であり、子育て家庭の経済的負担の軽減につながる優待サービスを行っている事業者。

旧

別表第1 (第5条関係)

区分	補助対象経費		補助率及び補助限度額
	補助対象事業区分	内容	
子育て応援枠 <sup>※1</sup>	子育て応援に必要な以下の整備に係る経費		【子育て応援の店 <sup>※2</sup> 】 補助率:3分の2以内 補助限度額:10万円
	(1) 備品等購入事業	子育て応援に必要な備品等の購入に係る経費(子どもトイレ、ベビーベッド、ベビーサークル、おむつ交換台、ベビーカー、子ども用椅子、補助便座、おもちゃセット、絵本、子ども用食器類等)	
	(2) 施設整備事業	子育て応援に当たって必要な施設の設置、改修に係る経費(子どもトイレの設置、おむつ交換台の設置、授乳スペースの設置、子ども優先レーンの設置、キッズスペースの設置等)	
	(3) 広報事業	子育て応援に関する広報に係る経費 ※広報費のみの実施は不可((1)又は(2)の取り組みが必要)	
家事育児サポート枠	子育て応援に関する新たな製品の開発又はサービスの実施に係る経費		【施設整備を伴う事業 <sup>※3</sup> 】 補助率:3分の2以内 補助限度額:100万円
	(1) 謝金	専門家謝金	
	(2) 旅費	専門家旅費、職員旅費	
	(3) 市場調査費	新商品開発やサービス開発に関する調査に係る経費	
	(4) 機械設備費	機械装置又は、備品、設備の購入等(購入、改良、修繕、借用)に係る経費	
	(5) 庁費	印刷製本費、消耗品費、広告宣伝費、自社HP作成費、アプリ開発費、求人広告費、店舗又は事務所の賃借費(敷金、礼金、保証金は除く)	

※1…(1)、(2)の事業を実施することに当たっては、子育て応援アプリへの掲載ほか、広報の取組を併せて実施すること(当補助制度を使用しない取り組みを含む。)

※2…こうち子育て応援の店への登録事業者であり、子育て家庭に優しい優待サービスをご提供いただいている事業者。

※3…プレミアムこうち子育て応援の店への登録事業者であり、子育て家庭の経済的負担の軽減につながる優待サービスを行っている事業者。

※4…機械設備費に係る事業を実施する場合を、施設整備を伴う事業とする。

新

旧

別表第2 (第7条関係)

(新規)

別表第2(第7条関係)

審査基準

①補助対象要件の確認 ※全て「満」であること

区分	確認項目	確認標準	適否
事業者要件	民間事業者であり、県内で観光・サービス提供・営業を実施しているか。	左記全てに該当しなければならない。	満・否
	医療施設、助産所、産後ケア事業施設、社会福祉施設に該当しないか。		満・否
	プレミアムこうち子育て応援の店に準拠しているか。		満・否
経費要件	県内で日常的に店舗・施設等を設けて事業を実施しているか。	左記全てに該当しなければならない。	満・否
	新たな県内の遊び場の整備が、県内遊びスペースの整備費等に必要経費の購入費及び設置に係る経費を占めているか。		満・否
	補助対象外経費(運営費・人件費等)を含まないか。		満・否

②事業内容の審査 ※1.事業内容の(1)～(5)の項目で1項目でも0点がある場合は不可

区分	審査項目	審査事項	点数配分	点数	審査の視点	
事業内容①	(1) 建物内に設置された、未就学児・小学生向けの専用スペースとなっているか。	①遊び場が他の用途スペースと物理的・視覚的に区分されている	5	10	遊び場等専用スペースであることの確認 図面・写真等により用途が明確に区分されていることを確認。 事故防止等のため、対象年齢の明記を行っているか確認。	
		②遊び場内に対象年齢の明示、または明示予定である	5			
	(2) 天候や季節によらず、年間を通じて常設されており、利用可能となっているか。 常設でない場合も、定期的に一定期間(毎月1回/月毎度)設置するものであること。(年間4回以上)	③常設＝5点 ④常設でないが、定期的に年間4回以上一定期間(観葉・トナリ程度)設置＝2点	5	10	県内設備が確保、また、初期開設に実施するものに要する経費でないか確認。 常設があるか確認。	
		⑤空調がある場所に設置されている	5			
	(3) 施設等の魅力の一つとして、子育て家庭の利用促進につながる事業か。	⑥遊び場単体で、子育て家庭が利用したい施設となっている	10	15	単なる付随設備ではなく、広客・別室に資する役割があるか。遊び場単体で利用できるものや施設の特徴にあった遊び場であるか確認を行うもの。本来の目的に合致しない申請でないことを明確にする。 (例)飲食店などにあるキッズスペースは、飲食のついでに利用するものであり、遊び場単体で利用できる施設とはいえないため、不可。	
		⑦学習や創造性を促す道具、教育プログラム、ワークショップ等が組み込まれている	5			
	(4) 概ね5組以上の親子が同時に利用可能な規模か。	空概ね5組程度以上の親子が同時に利用可能＝5点	5	5	面積、遊具数、利用想定人数等から総合的に判断、 県内の遊び場として十分な広さか確認。	
	(5) 事業の継続性の担保 補助事業完了後も事業が継続される見込みか。	⑧遊び場の運営計画の期間 5年以上＝5点 3年以上＝3点 2年以上＝1点	5	5	5	短期的・一過性の事業でないことを確認。 申請書にて確認。 継続2年間は、毎年利用者数報告を行うこと。
		⑨遊び場の設置において、既存施設との相互作用により、子育て家庭の利用促進となるもの。	10	25	10	休憩スペースや学びの場など、遊び場と連携する設備があるか。 例)親子で休憩できるスペースと併設されている。
	(1) 補助目的に合致しているか。 子育て家庭を応援する機運の醸成につながる事業内容となっているか。	⑩「1」より子育て応援の店(のやさしいサービスの事業費)に追加する おミルクのお湯の提供:2点 おむつ替えスペースの提供:2点 ベビーカー設置(のりあり)2点 授乳用スペース有:2点 ベビーカー無料貸出し:2点	10			
事業内容②	(2) 補助目的に合致しているか。 天候や季節に左右されず、子どもと保護者が安心して過ごせる遊び場になっているか。	⑪遊具の多様性 未就学児・小学生を問わず遊ぶことができる遊具等を設置している。 幅広い年齢の子供が遊べる遊具等＝10点 限られた年齢が対象となる遊具等＝5点 ※遊具等は運動、静的関わらない。	10	10	10	多様な遊び場の提供ができていますか。
	(3) 補助目的に合致しているか。 実施する事業が子育てしやすい環境づくりにつながっているか。	⑫(1)及び(2)の合計点 20点以上＝10点、10点～19点＝7点、5～10点以下＝5点、5点以下＝0点	10	10	10	補助事業を実施することによる社会的な効果として補助金の増額に即したものであるか。
	(4) 安全面への配慮がなされているか。	⑬危険防止対策がなされている遊具の安全点検計画が整備されている。	5	10	10	適切な危険防止措置の有無を確認。
		⑭事故防止のための職員配置を考慮している	5			
合計点				100		

【審査方法】

- ①補助対象要件の確認はすべて「満」であること。
- ②事業内容の審査は、申請書に基づき採点を行い、合計点数が60点以上であること。
- ③事業内容の審査は、事業内容①の(1)～(5)の項目で1項目でも0点がある場合は不可。

新

別記第1号様式（第6条関係）

別記  
第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所

名 称

代 表 者  
職・氏名

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付申請書

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額  
金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業実施期間  
交付決定日から 年 月 日まで

3 補助金振込先口座  
金融機関及び支店名 :  
預金種別 :  
口座番号 :  
口座名義人 (カナ) :

4 子育て応援の店 登録店舗名 :  
登録番号 :  
(未登録の場合、登録予定時期 年 月 日)

<添付書類>

- 補助事業計画書※1
- 事業内容と金額が確認できるもの（見積書、カタログ等）
- 県税の滞納がないことを証する証明書※2  
又は県税完納情報の提供に係る同意書（別紙3）及び本人確認書類の写し※3
- 補助金の振込口座が確認できる書類
- その他、県から資料提出の指示があったもの
- その他、参考となる資料

・屋内の遊び場整備については、以下の資料

①整備する遊び場の図面等

②安全点検計画

※1 ○子育て応援枠は別紙1-1、1-2を添付  
○家事育児サポート枠は別紙2-1、2-2、2-3を添付  
○屋内の遊び場整備枠は別紙3-1、3-2、3-3、3-4を添付

※2 納税義務がない場合は、申立書（別紙4）を添付

※3 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等  
補助事業者が法人の場合であり、子育て応援枠へ申請を行う場合は、納税証明書、振込口座の写し。家事育児サポート枠及び屋内の遊び場整備枠へ申請を行う場合は、定款または登記事項証明書

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

旧

別記第1号様式（第6条関係）

別記  
第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所

名 称

代 表 者  
職・氏名

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付申請書

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額  
金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業実施期間  
交付決定日か 年 月 日まで

3 補助金振込先口座  
金融機関及び支店名 :  
預金種別 :  
口座番号 :  
口座名義人 (カナ) :

4 子育て応援の店 登録番号 :  
(未登録の場合、登録予定時期 年 月 日)

<添付書類>

- 補助事業計画書※1
- 事業内容と金額が確認できるもの（見積書、カタログ等）
- 県税の滞納がないことを証する証明書※2  
又は県税完納情報の提供に係る同意書（別紙3）及び本人確認書類の写し※3
- 補助金の振込口座が確認できる書類
- その他、県から資料提出の指示があったもの
- その他、参考となる資料

※1 ○子育て応援枠は別紙1-1、1-2を添付  
○家事育児サポート枠は別紙2-1、2-2、2-3を添付

※2 納税義務がない場合は、申立書（別紙4）を添付

※3 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

新

別紙2-1 (家事育児サポート枠)

別紙2-1(家事育児サポート枠)

補助事業計画書 (家事育児サポート枠)

1 申請者の概要

住 所	〒		
名 称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業の収支

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自 己 資 金		
借 入 額		
補 助 金 額		←補助金交付申請額の合計欄と同額になるよう記載すること
そ の 他		
合 計		←総事業費の合計欄と同額になるよう記載すること

(2) 支 出

別紙2-2事業費の詳細のとおり

旧

別紙2-1 (家事育児サポート枠)

別紙2-1(家事育児サポート枠)

補助事業計画書 (家事育児サポート枠)

1 申請者の概要

住 所	〒		
名 称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業の収支

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自 己 資 金		
借 入 額		
補 助 金 額		←補助金交付申請額の合計欄と同額になるよう記載すること
そ の 他		
合 計		←総事業費の合計欄と同額になるよう記載すること

新

旧

別紙 3-1 (屋内の遊び場整備枠)

(新規)

別紙3-1(屋内の遊び場整備枠)

補 助 事 業 計 画 書 (屋内の遊び場整備枠)

1 申請者の概要

住 所	〒		
名 称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業の収支

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自 己 資 金		
借 入 額		
補 助 金 額		←補助金交付申請額の合計欄と同額になるよう記載すること
そ の 他		
合 計		←総事業費の合計欄と同額になるよう記載すること

(2) 支 出

別紙3-2事業費の詳細のとおり

新

旧

別紙3-2 (屋内の遊び場整備枠)

(新規)

別紙3-2 (屋内の遊び場整備枠)

事業費の詳細

(1) 経費明細表

(単位:円)

補助対象事業区分	総事業費	うち補助対象経費	補助金交付申請額		事業内容
			補助率	定額	
		0		0	
		0		0	
(1) 遊び場整備事業		0		0	
		0		0	
		0		0	
	0	0		0	計
<b>補助金交付申請額</b>				<b>0</b>	

※必要に応じて行を追加してください。

新

旧

別紙 3 - 3 (屋内の遊び場整備枠)

(新規)

別紙3-3(屋内の遊び場整備枠)

補助事業計画書(屋内の遊び場整備枠)

3 事業内容

(1) 補助事業の具体的な内容

(2) 補助事業を実施する目的

(3) 以下に該当する場合は詳細を記入してください。(該当しない場合は記入不要です。)

① 遊び場の設置において、既存施設との相互作用により、子育て家庭の利用促進に繋がるものである場合は、詳細を記入すること

② 危険防止措置がなされているまたは、危険防止措置を行う予定である場合は、詳細を記載すること。

(4) 実施スケジュール ※遊び場の運営計画やその計画期間も含めて記載すること。

(5) 利用料金 ※遊び場の利用に要する費用を記載すること。入場しないと利用できない場合は、入場料も記載すること。

※必要に応じて行を追加してください。

新

旧

別紙3-4 (屋内の遊び場整備枠)

(新規)

別紙3-4(屋内の遊び場整備枠)

申請チェックリスト

①補助対象要件の確認 ※全てチェックが入ること

No	確認項目	確認欄	備考
1	民間事業者であり、県内で日常的に店舗・施設等を設けて販売・サービス提供・営業等の事業を実施しているか	<input type="checkbox"/>	
2	医療施設、助産所、産後ケア事業実施施設、社会福祉施設に該当しないか	<input type="checkbox"/>	
3	プレミアムこうち子育て応援の店に登録しているか	<input type="checkbox"/>	
4	新たな屋内の遊び場の整備か	<input type="checkbox"/>	既に整備されている遊び場の拡充や維持管理は対象外
5	屋内遊びスペースの環境整備に必要な備品の購入費となっているか	<input type="checkbox"/>	
6	補助対象外経費(運営費・人件費等)を含まないか	<input type="checkbox"/>	

②事業内容の審査 ※該当するものにチェックを入れること

No	確認項目	確認欄	備考
1	遊び場が他の用途スペースと物理的・視覚的に区分されている	<input type="checkbox"/>	
2	遊び場内に対象年齢の明示、または明示予定である	<input type="checkbox"/>	
3	天候や季節によらず、年間を通じて常設されており、利用可能となっている	<input type="checkbox"/>	
4	遊び場は常設ではないが、年間4回以上、一定期間設置するものである	<input type="checkbox"/>	
5	空調が設置されている場所に遊び場を整備する(空調を設置予定も含む)	<input type="checkbox"/>	
6	遊び場単体で、子育て家庭が利用したい施設となっている	<input type="checkbox"/>	
7	学習や創造性を促す遊具、教育プログラム、ワークショップ等が組み込まれている	<input type="checkbox"/>	
8	概ね5組程度以上の親子が同時に利用可能	<input type="checkbox"/>	
9	補助事業完了後も一定期間事業が継続される見込みか	<input type="checkbox"/>	
10	遊び場の入場料をとらないなど、子育て家庭が広く利用できるものとなっている	<input type="checkbox"/>	
11	こうち子育て応援の店の登録において、登録要件に該当するサービスをすべて登録している	<input type="checkbox"/>	
12	未就学児・小学生を問わず遊ぶことができる遊具等を設置予定である	<input type="checkbox"/>	設置予定の遊具については、別紙3-3「(1)補助事業の具体的な内容」へ詳細を記入すること
13	危険防止措置がなされているまたは、危険防止措置を行う予定である	<input type="checkbox"/>	別紙3-3(3)の②へ詳細を記入すること
14	遊具の安全点検計画が整備済みまたは整備予定である	<input type="checkbox"/>	該当する場合は、計画書を提出すること。整備予定の場合は、実績報告時まで提出すること
15	事故防止のための職員配置を考慮している	<input type="checkbox"/>	

※審査について

- 1.「①補助対象要件の確認」はひとつでも該当しない場合は、対象外。
  - 2.「②事業内容の審査」は、採点を行う際に確認する項目となります。審査については、審査基準を参照すること。
- ※実績報告時に上記の実施を確認するための資料や写真の提出が必要。

新

別紙4

別紙4

県税完納情報の提供に係る同意書

令和 年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電話番号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことにご同意します。

記

- (1) 高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から子育て支援課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、子育て支援課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・ 法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・ この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・ 本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

旧

別紙3

別紙3

県税完納情報の提供に係る同意書

令和 年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電話番号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことにご同意します。

記

- (1) 高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から子育て支援課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、子育て支援課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・ 法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・ この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・ 本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

新

別紙 5

別紙 5

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

名 称

代 表 者

職・氏名

県税の納税義務がない旨の申立書

上記補助金の交付について、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

高知県税の全税目において、納税義務はありません。

旧

別紙 4

別紙 4

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

名 称

代 表 者

職・氏名

県税の納税義務がない旨の申立書

上記補助金の交付について、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

高知県税の全税目において、納税義務はありません。

新

旧

第2号様式（第9条関係）

第2号様式（第9条関係）

第2号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所

名 称

代 表 者  
職・氏名

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 高子育第 号をもって交付の決定がありました上記の補助事業の内容を別紙のとおり変更したいので、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、変更申請書を提出します。

1 補助金変更申請額

既交付決定額（A）	変更申請額（B）	増減額（B-A）
円	円	- 円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 変更後の補助事業実施期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

<添付書類>

【子育て応援枠】

- ・別紙1-1、1-2
- ・変更が確認できる書類（見積書等）

【家事育児サポート枠】

- ・別紙2-1～2-3
- ・変更が確認できる書類（見積書等）

【屋内の遊び場整備枠】

- ・別紙3-1～3-3
- ・変更が確認できる書類（見積書等）

第2号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所

名 称

代 表 者  
職・氏名

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 高子育第 号をもって交付の決定がありました上記の補助事業の内容を別紙のとおり変更したいので、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、変更申請書を提出します。

1 補助金変更申請額

既交付決定額（A）	変更申請額（B）	増減額（B-A）
円	円	- 円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 変更後の補助事業実施期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

<添付書類>

【子育て応援枠】

- ・別紙1-1、1-2
- ・変更が確認できる書類（見積書等）

【家事育児サポート枠】

- ・別紙2-1～2-3
- ・変更が確認できる書類（見積書等）

新

旧

別紙2-1 (家事育児サポート枠)

別紙2-1 (家事育児サポート枠)

別紙2-1(家事育児サポート枠)

別紙2-1(家事育児サポート枠)

補助事業変更実施計画書 (家事育児サポート枠)

補助事業変更実施計画書 (家事育児サポート枠)

1 申請者の概要

1 申請者の概要

住 所	〒		
名 称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)	担当者 メール		

住 所	〒		
名 称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)	担当者 メール		

2 事業の収支

2 事業の収支

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自己資金	変更前	
	変更後	
借入額	変更前	
	変更後	
補助金額	変更前	←補助金交付申請額の合計欄と同額になるよう記載すること
	変更後	
その他	変更前	
	変更後	
合 計		←総事業費の合計欄と同額になるよう記載すること

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自己資金	変更前	
	変更後	
借入額	変更前	
	変更後	
補助金額	変更前	←補助金交付申請額の合計欄と同額になるよう記載すること
	変更後	
その他	変更前	
	変更後	
合 計		←総事業費の合計欄と同額になるよう記載すること

(2) 支 出

別紙2-2事業費の詳細のとおり

新

旧

別紙3-1 (屋内の遊び場整備枠)

(新規)

別紙3-1(屋内の遊び場整備枠)

補助事業計画書 (屋内の遊び場整備枠)

1 申請者の概要

住 所	〒		
名 称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業の収支

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自己資金	変更前	
	変更後	
借入額	変更前	
	変更後	
補助金額	変更前	←補助金交付申請額の合計欄と同額になるよう記載すること
	変更後	
その他	変更前	
	変更後	
合 計		←総事業費の合計欄と同額になるよう記載すること

(2) 支 出

別紙3-2事業費の詳細のとおり

新

旧

別紙3-2 (屋内の遊び場整備枠)

(新規)

別紙3-2 (屋内の遊び場整備枠)

事業費の詳細

(1) 経費明細表

(単位:円)

補助対象事業区分	総事業費	うち補助対象経費	補助金交付申請額		事業内容	
			補助率	定額		
(1) 遊び場整備事業	変更前		0	0		
	変更後		0	0		
	変更前		0	0		
	変更後		0	0		
	変更前		0	0		
	変更後		0	0		
	変更前		0	0		
	変更後		0	0		
	変更前	0	0	0	0	計
	変更後	0	0	0	0	
	<b>補助金変更交付申請額</b>			<b>0</b>		

※必要に応じて行を追加してください。

新

旧

別紙 3-3 (屋内の遊び場整備枠)

(新規)

別紙3-3 (屋内の遊び場整備枠)

補助事業計画書 (屋内の遊び場整備枠)

事業内容

(1) 補助事業の具体的な内容

(2) 補助事業の達成する目的

(3) 以下に該当する場合は詳細を記入してください。(該当しない場合は記入不要です。)

①遊具場の設置において、既存施設との相互作用により、子育て家庭の利用促進に繋がらるものである場合は、詳細を記入すること。

②危険防止措置がなされているまたは、危険防止措置を行う予定である場合は、詳細を記載すること。

(4) 実施スケジュール ※遊具場の運営計画全体の計画期間に合わせて記載すること。

(5) 利用料金 ※遊具場の利用に要する費用を記載すること。入場料を徴収できない場合は、入場料を記載すること。

※必要に応じて行を追加してください。

新

別紙2-1 (家事育児サポート枠)

別紙2-1(家事育児サポート枠)

補助実績報告書 (家事育児サポート枠)

1 申請者の概要

住 所	〒		
名 称			
代表者 職・氏名			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業の収支

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自己資金	既交付決定額	
	精算額	
借入額	既交付決定額	
	精算額	
補助金額	既交付決定額	←補助実績額の合計欄と同額になるよう記載すること
	精算額	
その他	既交付決定額	
	精算額	
合計	既交付決定額	←総事業費の合計額と同じになるよう記載すること
	精算額	

(2) 支 出

別紙2-2事業費の詳細のとおり

旧

別紙2-1 (家事育児サポート枠)

別紙2-1(家事育児サポート枠)

補助実績報告書 (家事育児サポート枠)

1 申請者の概要

住 所	〒		
名 称			
代表者 職・氏名			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業の収支

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自己資金	既交付決定額	
	精算額	
借入額	既交付決定額	
	精算額	
補助金額	既交付決定額	←補助実績額の合計欄と同額になるよう記載すること
	精算額	
その他	既交付決定額	
	精算額	
合計	既交付決定額	←総事業費の合計額と同じになるよう記載すること
	精算額	

新

旧

別紙3-1 (屋内の遊び場整備枠)

(新規)

別紙3-1(屋内の遊び場整備枠)

補助実績報告書 (屋内の遊び場整備枠)

1 申請者の概要

住 所	〒		
名 称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業の収支

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自己資金	既交付決定額	
	精算額	
借入額	既交付決定額	
	精算額	
補助金額	既交付決定額	←補助実績額の合計欄と同額になるよう記載すること
	精算額	
その他	既交付決定額	
	精算額	
合計	既交付決定額	←総事業費の合計額と同じになるよう記載すること
	精算額	

(2) 支 出

別紙3-2事業費の詳細のとおり

新

旧

別紙 3 - 2 (屋内の遊び場整備枠)

(新規)

別紙3-2 (屋内の遊び場整備枠)

事業費の詳細

(1) 経費明細表

(単位:円)

補助対象事業区分	総事業費	うち補助対象 経費	補助金交付申請額		総事業費	うち補助対象 経費	補助金交付申請額		事業内容
			補助率	定額			補助率	定額	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
(1)遊び場整備事業		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
		0		0		0		0	
	0	0		0	0	0		0	小計
<b>補助金交付申請額</b>					<b>補助金実績報告額</b>				

新

旧

別紙 3 - 3 (屋内の遊び場整備枠)

(新規)

別紙3-3(屋内の遊び場整備枠)

補助実績報告書(屋内の遊び場整備枠)

補助実績内容

(1) 補助事業の実施内容

(2) 補助事業の成果